

狭あい協議から補助金支払いの流れ

★…必要書類があります
□…手続き以外で申請者が行う事項

狭あい協議

申請者

横浜市

必要書類

協議書提出 ★1

建築確認申請等提出の
30日以上前に提出してください。

下図確認

確認の返答

協議結果通知書受領

協議書受付

現地測量

下図作成

決裁

★1 協議書提出時には

- 協議書
- 委任状
- 本人を確認できる証明書
※委任状を提出した場合は受任者の証明書、委任状を提出しない場合は申請者の証明書
- 案内図
- iマッピイー（カラー印刷）
- 現況図・測量図等（申請範囲のわかるもの）
- 協議承諾書 又は 売買契約書（写し）
※申請者と土地所有者等が異なる場合のみ
【協議・道路状工事・補助金交付の申請を取下げの場合】
- 取下届

工事着工

除去工事・移設工事・築造工事

現地立会い希望の連絡

後退用地道路状整備申請書提出 ★2

土木事務所に★3
の書類を提出

現地立会い

後退用地道路状整備決定通知書受領

自己による舗装
（道路状整備以外）

自己による
道路状整備 ※1

市による
道路状整備

建築物の足場が外れるタイミング
（外構工事着手前）で建築防災課に
連絡（電話またはメール）してください

受付

決裁

★2 後退用地道路状整備
申請書提出時には

- 後退用地道路状整備申請書
- 後退用地道路状整備申請承諾書
※申請者と土地所有者等が異なる場合のみ
- 土地使用承諾書兼誓約書
- 立会い依頼時チェックリスト

★3 自己道路状整備（単断面）を
希望する時には

- 【申請地を所管する土木事務所に提出】
- 道路工事等施行承認申請書に必要な
図書一式（道路自費工事の手引き参照）
 - 狭あい道路における道路状整備の
確認に必要な図書一式
・狭あい道路敷実測図（写し）
・別途土木事務所長が必要と認めた図書

整備完了後
（補助金の交付を希望する場合）

補助金交付申請書提出 ★4

補助金交付決定通知書受領

完了申告書提出 ★5

補助金申請関係書類提出 ★6

整備促進補助金額決定通知書受領

請求書提出 ★7

補助金受領

受付・決裁

現地確認

決裁・補助金額決定

請求書のご提出から
支払いまでに約1ヶ月かかります

支払い手続

★4 補助金交付申請書提出時には

- 整備促進補助金交付申請書
- 整備促進補助金交付申請承諾書
※申請者と土地所有者等が異なる場合のみ

★5 完了申告書提出時には

- 整備行為完了申告書

★6 補助金申請関係書類提出時には

- 整備行為費用申告書
- 後退整備にかかった費用のわかる、
契約書・見積書（内訳書）・領収書
- その他市が指定した必要書類

詳細は、補助金交付のための必要書類
チェックリストを確認してください

★7 請求書提出時には

- 整備促進補助金請求書

※後退用地等を公共用道路として固定資産税等を非課税扱いとする申請ができる場合がありますので、詳しくは各区役所の税務課にお問い合わせください。

※1…別途、道路工事等施行承認の手続きが必要です。

横浜市建築局企画部建築防災課（狭あい道路担当）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階 TEL 045-671-4544 FAX 045-663-3255 【令和5年4月発行】